

売買契約基本約款

買主 株式会社イチケン（以下、「甲」といいます。）と 売主（以下、「乙」といいます。）との間に締結する注文書・注文請書に記載の商品（以下、「本商品」といいます。）に係る売買契約（以下、「本契約」といいます。）については、以下の条件によるものとします。

第 1 条（総則・誠実履行義務）

甲及び乙は、本契約を構成する注文書、注文請書に基づき、おのおの対等の立場に立って互いに協力し本契約を誠実に履行します。

第 2 条（法令等の遵守義務）

1. 甲及び乙は、法令及び労法令に基づく監督官公庁の行政指導を遵守します。

2. 甲は乙に対し、前項に定める法令及びこれらの法令に基づく監督官公庁の行政指導に基づき、必要な指示、指導等を行い、乙はその指示、指導に従います。

3. 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず直ちに本契約を解除することができます。

（1）乙あるいはその経営者等（代表取締役、取締役、監査役、実質的に経営権を有する者）、使用人、主要な株主（以下「乙等」といいます。）が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）であるとき。または反社会的勢力であったとき。

（2）反社会的勢力が実質的に乙等の経営に関与していると甲が認めるとき。

（3）乙等が、反社会的勢力と社会的に非難される関係を有しているとき。また反社会的勢力との関係を示唆するなどして甲及び第三者を畏怖せしめるとき。

（4）警察等関係行政機関もしくは第三者から、乙等もしくはその関係者が反社会的勢力である旨の通報を受けたとき。または乙等もしくはその関係者が反社会的勢力である疑いがある旨の通報を受けたとき。

（5）乙等が、反社会的勢力を利用しているとき。

4. 乙は、甲が前項各号の該当性判断のために乙の調査を要すると判断した場合には、かかる甲の調査に異議無く協力するものとし、甲の求める資料提供等に応じなければならないものとし、また、乙が合理的理由なく甲の調査に協力しない場合もしくは甲の求める資料提供等に応じない場合には、甲は、乙が前項各号に該当するものと見做し、何らの催告を要せず直ちに本契約を解除することができます。

5. 乙は、自らが第 3 項に該当するため本契約を解除された場合には、名目の如何を問わず解除により生じた損害の賠償を甲に求めることはできません。ただし、甲は乙に対し、解除により生じた損害の賠償を求めることができます。

第 3 条（秘密の保持）

乙は、甲から開示を受け、もしくは取得した甲の営業秘密並びに個人情報の一切について、これらを秘密として保持し、他に漏洩してはなりません。

第 4 条（書面主義）

1. 本契約の各条項の変更は、書面により行います。

2. 本契約の各条項に基づく甲及び乙の相手方に対する承諾、通知、指示、催告などは、原則として書面により行います。

第 5 条（権利義務の譲渡の禁止）

甲及び乙は、本契約により生ずる権利または義務を第三者に譲渡しまたは承継させてはなりません。ただし、あらかじめ相手方の書面による承諾を得た場合はこの限りではありません。

第 5 条（引渡し）

1. 乙は甲に対して、本契約で定めた条件に基づき商品を引き渡すものとします。引渡し場所は、甲乙協議の上定めるものとします。

2. 前項の引渡しは、別途甲乙協議のうえ定める納品書を乙が甲に発行し、甲がこれに受領印または署名することにより完了するものとします。

第 6 条（検査）

1. 甲は、乙から本商品を引き渡された場合には、当該引渡しから 10 日以内に、本商品の検査を行うものとします。

2. 甲が前項に規定される期間内に検査を終了しなかった場合には、当該期間の末日をもって、甲による検査は終了したものとみなします。

3. 商品の引渡しは、甲の検査が終了した時に完了するものとみなします。

第 7 条（売買代金の支払方法及び時期）

売買代金の支払方法及び支払時期は、本契約の定めるところによります。

第 8 条（所有権の移転）

本商品の所有権は、本契約に基づく本商品の引渡し完了したときに、乙から甲へ移転することとします。

第 9 条（危険負担）

第 6 条第 3 項の引渡し前に生じた商品の滅失・毀損・減量その他一切の損害は、甲の責に帰すべき場合を除き乙の負担とし、引渡し後に生じたこれらの損害は、乙の責に帰すべき場合を除き甲の負担とします。

第 10 条（種類等の契約不適合に係る担保責任（追完請求権））

甲は、引き渡された本商品が種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しないものであるとき（以下、「種類等の契約不適合」といいます。）は乙に対し、本商品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができるものとします。

第 11 条（種類等の契約不適合に係る担保責任（代金減額請求権））

1. 引き渡された本商品に種類等の契約不適合がある場合において、甲が相当の期間を定めて履行の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は乙に対し、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができるものとします。

2. 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、甲は、同行の催告をすることなく、乙に対し直ちに代金の減額を請求することができるものとします。

（1）履行の追完が不可能であるとき。

（2）乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（3）契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

（4）前 3 号に掲げる場合のほか、甲が前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

3. 種類等の契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、前 2 項の規定による代金の減額を請求することができないものとします。

4. 前条及び本条前各号の規定は、本契約の規定による損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げないこととします。

第 12 条（権利の契約不適合に係る担保責任）

甲は、引き渡された本商品が、権利の一部が他人に帰属し、あるいは、担保権・質権その他完全な所有権の妨げとなる権利の負担がある等、権利に関して本契約の内容に適合しないものであるとき（以下、「権利の契約不適合」といいます。）は、乙に対し、他人に帰属する権利の移転、担保権・質権等の負担の消除、代替物の引渡し等による履行の追完を請求することができるものとします。

第 13 条（種類・品質・数量に関する担保責任の期間制限）

1. 甲が、引き渡された本商品について、種類等の契約不適合を知った時から 2 年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、第 10 条、第 11 条及び第 12 条に基づく請求、損害賠償の請求並びに契約の解除をすることができないものとします。ただし、甲が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りではありません。

2. 本契約においては、民法第 566 条並びに商法第 526 条第 2 項及び第 3 項の規定は適用しないものとします。

第 14 条（契約の解除）

甲及び乙に次の各号の一に該当する事由のある場合、相手方は、何等の催告を要せず、直ちに本契約及び個別契約の全部または一部を解除することができるものとします。

（1）破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始及び特別清算手続開始の申立を受け、またはこれらの申立をしたとき。

（2）租税滞納処分、重要な財産の差押えまたは仮差押えを受けたとき、手形もしくは小切手を不渡りにして銀行取引停止処分を受けたとき、または支払不能もしくは支払停止の状態に陥ったとき。

（3）監督官庁より営業の取消、停止等の処分を受けたとき。

（4）信用資力の著しい低下、これに影響を及ぼす営業上の重要な変更、またはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき。

（5）相手方に対して虚偽の事項を申告したとき、詐術を用いて取引を行ったときまたはその他背信的行為があったとき。

（6）本契約のいずれかの規定に違反したとき。

（7）その他前各号に準じた事由が発生したとき。

第 15 条（期限の利益喪失）

甲は、前条各号に定める事由が生じた場合、乙に対する本契約及び個別契約に基づく金銭債務につき当然に期限の利益を失い、直ちに弁済をしなければなりません。

第 16 条（損害賠償請求）

甲または乙は、相手方が本契約または個別契約に違反したことにより損害が生じた場合は、相手方に対して損害賠償を請求することができるものとします。

第 17 条（合意管轄）

甲及び乙は、本契約に関する訴訟の専属的合意管轄裁判所を東京地方裁判所とすることに合意します。

第 18 条（協議事項）

本契約の各条項についての疑義及びこれらに定めのない事項については、必要に応じ甲乙協議します。